

※免税軽油についてご不明な点がございましたら、お近くの県税部までお問い合わせください。

#### ◆問合せ先

下北地域県民局県税部課税課  
☎ 0175-22-8581(内線208)

### 第3回青森県 県民公開講座 脳卒中・心臓病等総合支援センター

#### ◆開催日時

11月14日(火)15:00~16:00

#### ◆場所

①弘前大学医学部コミュニケーションセンター

②弘前大学医学部付属病院1階  
『脳卒中・心臓病等総合支援センター』内で実況放送

③ZOOM 配信

#### ◆内容

①「心臓病を悪化させない食事のコツ」  
講師:管理栄養士 嶋崎 真樹子

②「心臓病とお薬の付き合い方」  
講師:薬剤師 相内 尚也

③個別相談会(希望者のみ)

メールや電話でも相談できます

※参加・相談ともに無料

#### ◆定員

①は100名、②は 10名、③は100名

#### ◆申込方法

①ホームページの「県民公開講座参加申し込み」から

②2次元バーコード内  
登録フォームから



③脳卒中・心臓病等総合支援センター内申込BOXへ投函

④電話、メールにて申し込み

#### ◆問合せ先

青森県・弘前大学医学部付属病院  
脳卒中・心臓病等総合支援センター  
☎ 0172-39-5459

✉ noushincenter@hirosaki-u.ac.jp

### 裁判員制度

~まもなく名簿記載通知を発送します~

11月中旬頃に、令和6年裁判員候補者名簿に登録された18歳以上の方に対して通知をお送りします。これは、来年2月頃からの約1年間、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えするものです。なお、この段階では、まだ裁判員に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しただくひつようはありません。

#### ◆問合せ先

青森地方裁判所総務課庶務係  
☎ 017-722-5421

### 国民年金からのお知らせ

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛に発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方
発送時期	対象者
令和6年2月上旬	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 ※令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます。

※「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方につきましては、上記発送時期よりも早く電子送付されます。

なお、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

#### ◆問合せ先

ねんきん加入者ダイヤル  
☎ 0570-003-004

#### ◆受付時間

・月~金曜日 8:30~19:00  
・第2土曜日 9:30~16:00  
・土日・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

### 漁業者・農業者の皆さまへ

#### 免税軽油を使用するにあたっての注意事項

免税軽油を使用するにあたり、下記のような行為は認められていませんので、ご注意ください。

- ① 免税証の持ち主本人以外が免税証を使用すること
- ② 県民局の承認を受けずに免税軽油を他人へ譲渡、他人から譲受すること
- ③ 免税軽油使用者証に記載されていない機械に免税軽油を使用すること

## お知らせ

## 募集

## イベント情報



### 戦没者遺族相談員について

戦没者のご遺族の福祉の増進や、生活上の困りごと、福祉制度等に関する相談に応じるため、戦没者遺族相談員が活動しております。戦没者等について知りたいことや不安に思っていることがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談員種別	氏名
戦没者遺族相談員	こばやし よしあき 小林 義明
電話番号	担当区域(市町村名)
0175-46-2428	むつ市及び下北郡
戦没者遺族相談員	きくち まさのり 菊池 正紀
電話番号	担当区域(市町村名)
0175-42-2731	むつ市及び下北郡

#### ◆問合せ先

東通村住民課住民G  
☎ 33-2135

### 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

#### ① 新たに後期高齢者医療制度に加入された方の保険料の納め方について

保険料年金からの天引き(特別徴収)が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入された方は年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めていただくことになります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税(料)を口座振替で納めていた方も、改めて手続きが必要です。

#### ② 保険料は能期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は東通村税務課窓口へご相談ください。災害により住宅等に著しく損害を受けたり、世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い被保険者証が交付されることがあります。

#### ◆問合せ先

東通村税務課国民健康保険G  
☎ 33-2134